

## 六 労資関係

### (一) 労働組合の推移

#### (1) 単位組合

一 終戦以来飛躍的な発展をつづけてきた労働組合の組織化も、二三年には一應飽和点に達し、以後漸次停滞の傾向を示し始め、二四年に入つてからは逆に減少に轉するに至つた。すなわち、二四年六月末の労働組合基本調査によれば、組合数三四、六八八、組合員数六、六五五、四八三人で前年同月に比べ、組合数、組合員数ともに大した変化はなかつたが、下半期においては大巾な変動を示し、一二月末の組合数は三二、五九二、組合員数は六、二五二、八六八と六月に比し組合数において約二千、組合員数は約四〇万人(六月に比し六%減)の減少をみせるに至つた。

二 これは主として民間企業における專業の休廃止及び人員整理並びに國鉄・全逓・専売をはじめとする行政整理などによるものであるが、これに次いで組合員の範囲制限(使用者側の利益代表者の排除)による影響及び労働運動の困難性の増大に伴う遅れた組合員の脱落も見逃し難い要因となつていゝと思われる。

三 なお、労働組合基本調査によつて産業別の動きをみると、二三年六月に比し二四年六月において組合員の増加した産業は、教育(六万)、水運業(三・二万)、製造工業中の修理業(二・七万)等であるに対し、減少の著しい産業としては、建設工業(八万)、製造工業中の機械器具工業(四・八万)、製材木製品工業(三・四万)等があげられ、企業整備が集中的に行われた産業部門の減少が目立つていゝ。

第三八表 年次別、組合数及び組合員数

第三八表 年次別、組合数及び組合員数

	組 合 数	組 合 員 数	組合員数増減	推定組織率
21 年 6 月	12,006	3,679,971	(+)3,679,971	47.2%
22 年 6 月	23,322	5,594,699	(+)1,914,728	47.2%
23 年 6 月	33,926	6,677,427	(+)1,082,728	54.3%
24 年 6 月	34,688	6,655,483	(-) 21,944	55.7%
24 年 12 月	32,592	6,252,868	(-) 402,615	45.1%

(註) (1) 21年は労働組合設立解散統計、22年は労働組合一齊調査、23年、24年6月は労働組合基本調査、24年12月は労働組合情勢調査による。

(2) 組織率は組織労働者数(労働組合基本調査による)を全労働者数(22年は國勢調査、それ以外は労働力調査雇用者総数)にて除したもの。

第三九表 主要産業における推定組織率

第三九表 主要産業における推定組織率 (24年6月末現在)

石炭鉱業	金属工業	機械器具	化学工業	紡織工業	製材木製品	全産業
94.2%	45.6%	69.2%	70.0%	53.7%	25.3%	44.0%

(註) (1) 推定組織率は労働組合基本調査(24年6月)と22年国勢調査の雇用者数を毎月勤労統計による雇用指数をもつて修正した雇用者数から算出  
 (2) 但し、全産業については労働力調査を使用

## 六 労資関係

### (一) 労働組合の推移

#### (2) 連合団体

四 労働経済の変貌は、労働運動の困難を増加し、とれまでの運動方針に対する反省と批判をうみ出したが、かゝる状態は六月における改正労働組合法の実施、七-八月を頂点とする行政整理問題を契機として民同系労働組合の発展を促進した。

五 すなわち、二四年六月末における連合団体の上級加盟団体別分布をみると、総同盟九一万(全組合員数の一三八%)産別一〇二万(一五・三%)総同盟産別の何れにも加入しない全国組合三四〇万(五一・一%)全国組合以外の組合一三一万(一九・八%)となつており、前年六月に比し、産別の若干の減少無所属(総同盟産別以外の)全国組合の増加が目立つ程度であつた。

第四〇表 産業別組合数及び組合員数

第四〇表 産業別組合数及び組合員数

	23 年 6 月		24 年 6 月	
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
農 業	143	8,292	99	5,474
林 業	566	59,250	564	54,193
水 産 業	120	32,183	170	49,383
飲 業	1,376	566,587	1,468	573,573
建 設 工 業	1,854	473,860	2,097	392,329
製 造 工 業	13,190	2,199,778	13,503	2,205,349
ガス・電気・水道業	747	166,748	759	175,038
商 業	1,293	189,815	1,407	192,305
金 融 業	779	185,569	943	199,722
運 輸 通 信 業	4,322	1,379,854	4,408	1,370,693
サ ー ビ ス 業	352	37,102	433	38,736
自 由 業	2,883	636,239	3,195	680,477
公 務 及 團 体	5,928	616,122	5,374	627,837
そ の 他	367	126,028	258	90,374
計	33,926	6,677,427	34,688	6,655,483

(註) 労働組合基本調査による。

六 しかるに七月以降において新に日労会議を主体とする全日労、産別民同を中心とする新産別が結成され、一方全日通・全日化・全通正統派・進駐軍要員労組・全生保などの各組合が産別から脱退したため、連合団体の変動は著しく労働組合運動は全面的な方向轉換をとげた。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 六 労資関係

### (一) 労働組合の推移

#### (3) 労働組合法の改正とその影響

七以上の諸変化と並んで注目されるものとしては、労働組合法の改正を契機として組合の内部構成において大きな変化が生じたことがある。終戦以来五ケ年を経過したわが國の労働組合は、その異常なる成長にも拘らず組合員の範囲、使用者の経費援助などの点について比較的明確さを欠いていた。しかるに改正労働組合法はとの点を厳密に規定し、その結果、労働組合の自主性は著しく強化された。

第四一表 労働組合連合団体組織分布

第四一表 労働組合連合団体組織分布

	23 年 6 月		24 年 6 月	
	組合員数	組合員総数に対する比率 %	組合員数	組合員総数に対する比率 %
総 同 盟	873,470	13.1	913,827	13.8
産 別	1,228,151	18.4	1,020,190	15.3
総同盟、産別以外の 全 國 組 合	3,087,400	46.2	3,403,086	51.1
全國組合以外の組合	1,488,406	22.3	1,318,380	19.8
計	6,677,427	100.0	6,655,483	100.0

(註) 労働組合基本調査による。

第四二表 給與負担別専従職員数

第四二表 給與負担別専従役員数

	専従役員数	%
給與組合負担	4,455	24.8
使用者負担	13,544	75.2
計	17,999	100.0

(註) 労働組合基本調査による (23年6月末)

八二三年六月の労働組合基本調査によれば、組合専従者一七,九九七名のうち、その給與を使用者が負担する者一三,五四四名(七五・二五%)であつたのに対し、一二月末労働省労政局が行つた労働組合法履行状況調査によれば、総調査組合数一九,九三八のうち既に使用者による経費援助を排除したものは、一八,六七九(九三・七%)に達する。

更に使用者利益代表者の排除についても、排除を完了したものは一八,一八六(九一・二%)となつている。

九 かくの如く、労組法の改正は発達途上の労働組合にとって組合運営上多くの困難と制約をもたらしたとはいえ、公正な労資関係の確立を通じて組合の自主性確立を促したことは否定し難く、ここに労働組合は全く新なる基盤の上に再出発することになったのである。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 六 労資関係

### (二) 労働争議の推移

#### (1) 争議件数と参加人員

一〇二四年の労働争議は九原則・ドツチラインに基く均衡予算の成立及び組合民主化運動の進展による労働組合の再編成等の影響によつて、五月を除き概ね平靜に推移した。

第四三表 労組法履行状況調査表

第四三表 労組法履行状況調査表 (24年12月末現在)

	総調査 組合数	既に排除 a したもの	排除につ b いて検討 中のもの	bのうち排除 に着手してお b'り、近く解決 を予定されて いるもの	排除する c 意志なき もの
労組法第二條第一 号(使用者の利益 代表者の排除の有 無)について	19,938	18,186 (91.2%)	1,688 (8.5%)	516 (2.6%)	64 (0.3%)
労組法第二條第二 号(使用者の経費 援助の有無)につ いて	19,938	18,679 (93.7%)	1,238 (6.2%)	349 (1.8%)	21 (0.1%)

(註 労働省労政局調査による。)

一一 先づ、これをI・L・Oの基準に従ひ作業停止争議(同盟罷業及び工場閉鎖)についてその推移みれば、二四年の総件数は六一三件、参加人員一、二三六、三一二人、損失日数四、三二六、五五九日で、二三年の七四四件、二、三〇四、四九二人、六、九九五、三三二日に比すれば、それぐ一七・六%減、四六・四%減、三八・二%減と著しい減少を示している。

一二 これを月別にみると、一月は二三年末の九原則の発表、それにつゞく司令部の争議中止勧告の影響をうけ、争議件数三〇件、参加人員四、六五三人と戦後の最低におちたが、その後二・三月と次第に増加の傾向を辿り、四月・五月には炭労・全蠶糸・日立・東芝・全鋳連の争議を中心として急激に増加した。

特に五月の労働損失日数は三三四・八万日に上り、終戦以来損失日数の最も多かつた二三年一〇月に次ぐ数字を示した。その後六月における炭労争議の解決を境として漸次鎮静化し、七月以來概ね二月・三月の水準にまで低下するに至つたが、年末に至り生活補給金・賃金支拂等の要求にもとづいて再び増大の傾向に向つた。

第四四表 労働争議件数、参加人員及び労働損失日数

第四四表 労働争議件数、参加人員  
及び労働損失日数

	件数	参加人員	労働損失日数
22年	464	218,832	5,035,783
23年	744	2,304,492	6,995,332
24年	613	1,236,312	4,326,559
1月	30	4,653	45,340
2月	36	35,011	51,353
3月	42	67,410	178,652
4月	84	180,923	278,973
5月	50	566,921	2,348,820
6月	63	61,003	341,912
7月	42	59,181	87,304
8月	39	27,509	72,047
9月	44	24,670	59,650
10月	53	35,254	110,950
11月	42	47,605	162,329
12月	109	189,422	592,229
計	634	1,299,562	4,326,559

(註)① 右の数字は同盟罷業、工場閉鎖のみに  
関し各形態における最高の人員をとつ  
て新に集計作成したもの  
② 件数、参加人員について24年の合計と  
1-12月の計が一致しないのは各月の  
数字が繰越を含んでいるからである。

一三 これを産業別にみると二三年に比し争議の増加したものは石炭鉱業、紡織工業など賃金水準の上昇が他の産業に比し遅れている産業のみで他は概ね減少の傾向をみせ、特に陸運業・ガス・電気、水道業の減少は著しい。

一四 次にこれを同盟怠業、事業管理及び争議行為を伴わざるものを含む争議全体の推移についてみると、二四年の総件数一、三二五、総参加人員二、七九七、七八〇と二三年に比し、件数においては一六・二%の増加が与られるが、参加人員では四八・九%と約半数にまで激減しており、大規模争議の減少に対する中小規模の争議の増加傾向が示されている。

更に争議行為を伴わざる件数、参加人員の比率もかなり大巾な増加を示し、紛争を平和的に解決せんとする傾向が強くみられるが、特に五月以降には実数比率とも増加の傾向を示している。

第四五表 産業別労働争議件数、参加人員及び損失日数

第四五表 産業別労働争議件数、参加人員及び損失日数

	23 年						24 年					
	件数	%	参加人員	%	損失日数	%	件数	%	参加人員	%	損失日数	%
石炭鉱業	64	8.60	526,658	22.85	821,611	11.76	63	10.28	540,720	43.74	2,667,171	61.65
金属工業	67	9.01	78,991	3.43	1,016,604	14.55	56	9.14	47,332	3.83	118,459	2.74
化学工業	98	13.17	85,250	3.70	323,030	4.62	46	7.50	51,174	4.14	174,549	4.03
窯業及土石	27	3.63	3,461	0.15	21,693	0.31	22	3.59	9,261	0.75	16,474	0.38
機械器業	223	29.97	265,301	11.51	886,659	12.69	245	39.97	253,521	20.51	685,919	15.88
繊維工業	22	2.96	5,852	0.25	26,967	0.39	12	1.96	80,787	6.53	162,418	3.75
製材及品	71	9.54	6,169	0.27	49,111	0.70	33	5.38	2,262	0.18	10,203	0.24
陸運業	25	3.36	259,001	11.24	507,151	7.26	31	5.06	48,029	3.88	138,301	3.20
ガス・電 気・水道業	2	0.27	69,318	3.01	166,860	2.39	3	0.49	4,026	0.33	1,862	0.04
その他	145	19.49	1,004,491	43.59	3,166,030	45.33	102	16.63	199,200	16.11	350,223	8.09
計	744	100	2,304,492	100	6,985,716	100	613	100	1,236,312	100	4,326,559	100

(註) 第14表と同じ。

一五 これを解決状況からみても、労資の直接交渉よりも労働委員会関與による争議の決がより多くの比率を占めている。

一六 これらは争議の平和的解決の傾向を示すものであるが、これと関連して注目されるものは、労働関係仮処分申請件数の増加である。すなわち、総申請件数は二三年(二一—二月)の九二件から二四年は二九二件に増加し、とくにこれを申請人別にみると、使用者による申請が四七件(五一%-全件数に占める比率)から五六件(一九%)と相対的に減少しているに反し、労働組合及び組合員による申請は四三件(四七%)から二三五件(八一%)と激増している。

さらに申請内容についてみても、過去においては生産管理仮処分が第一位を占めていたのに反し、二四年には解雇に関する申請及び労働協約に関する申請がそれぐ一一件(一二%)、八件(九%)から一四七件(五〇%)、三七件(一三%)と急増し、賃金支払に関するものも五件(五%)から二四件(八%)と増加している。

一七 これは斗争の困難性が増大するにつれて、労働者が仮処分の迅速性を利用し、労資関係の紛争を司法的に解決しようとする傾向が強まりつゝあることを意味し、本年における争議の性格変化を物語る一特色といえよう。

第四六表 (A) 労働争議参加人員

第四六表 (A) 労働争議参加人員 23—24 年比較

	総 数		争議行為を伴うもの		争議行為を伴わざるもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
23 年	1,140	5,731,099	669	2,708,387	471	3,022,712
24 年	1,325	2,797,780	535	1,119,224	790	1,678,556
対前年比	116.2	48.8	80.0	41.3	167.7	55.5

- (註) (1) 前年度よりの繰越に各月の発生分及びその後の追加報告分を加えたものである。  
 (2) 争議行為を伴うものは、同盟罷業・同盟怠業・事業管理・工場閉鎖を含む。  
 (3) 争議行為を伴わざるものは、労働委員会関與のものを計上  
 (4) 但し、24年の数字は概略の数字であり、後日訂正の上正確な数字を発表する予定である。

第四六表 (B) 労働争議

第四六表 (B) 労働争議 23~24 年月別比較

	計		争議行爲を伴うもの				争議行爲を伴わざるもの			
	件数	参加人員	件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%
23年 1月	162	1,958,414	62	38.3	32,540	1.7	100	61.7	1,925,874	98.3
2月	168	2,098,079	66	39.3	189,558	9.0	102	60.7	1,908,521	91.0
3月	194	2,374,425	93	50.5	935,171	39.4	96	49.5	1,439,254	60.6
4月	163	2,284,283	79	48.5	221,396	9.7	84	51.5	2,062,887	90.3
5月	162	346,133	80	49.4	274,962	79.4	82	50.6	71,171	20.6
6月	210	490,325	106	50.5	308,842	63.0	104	49.5	181,483	37.3
7月	210	241,100	106	50.5	82,918	34.4	104	49.5	158,182	65.6
8月	204	309,633	105	44.9	188,765	61.0	129	55.1	120,868	39.0
9月	244	323,048	106	43.4	101,520	31.4	138	56.6	221,528	68.6
10月	239	766,657	92	38.5	212,526	27.7	147	61.5	554,131	72.3
11月	229	1,386,681	84	36.7	650,460	46.9	145	63.3	736,221	53.1
12月	257	1,236,259	96	37.4	579,595	46.9	161	62.6	656,664	53.1
24年 1月	176	383,590	46	26.1	7,545	2.0	130	73.9	376,045	98.0
2月	174	435,691	50	28.7	40,770	9.4	124	71.3	394,921	90.6
3月	184	515,716	47	25.5	53,233	10.3	137	74.5	462,483	89.7
4月	269	1,059,320	95	35.3	193,070	18.2	174	64.7	866,250	81.8
5月	245	996,367	71	29.0	539,404	54.1	174	71.0	456,963	45.9
6月	232	815,457	76	32.8	66,931	8.2	156	67.2	748,526	91.8
7月	199	314,477	45	22.6	52,838	16.8	154	77.4	261,639	83.2
8月	175	334,977	39	22.3	16,119	4.8	136	77.7	318,858	95.2
9月	168	770,633	46	27.4	59,817	7.8	122	72.6	710,816	92.2
10月	172	821,057	41	23.8	28,113	3.4	131	76.2	792,944	96.6
11月	167	800,404	49	29.3	63,821	8.0	118	70.7	736,583	92.0
12月	267	996,689	110	41.2	229,931	23.1	157	58.8	766,758	76.9

(註) (1) 労働争議統計による。(2) 各月の数字は、毎月の発生に前月よりの繰越を加えたもの (3) 争議行爲を伴うものは同盟罷業・同盟怠業・事業管理・工場閉鎖を含む。(4) 争議行爲を伴わざるものは、労働委員会関與のものを計上。

第四七表 労働争議解決状況

第四七表 労働争議解決状況

	計		労資直接交渉		労働委員会関與	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
23年 1-6月	535		218		317	
	(100)		(40.9)		(59.1)	
23年 11-12月	196	810,512	96	509,938	100	300,574
	(100)	(100)	(49.0)	(62.9)	(51.0)	(37.1)
24年 1-12月	945	1,293,292	360	382,761	585	910,531
	(100)	(100)	(38.1)	(29.6)	(61.9)	(70.4)

(註) (1) 労働争議統計による。(2) 争議行爲を伴うものと伴わざるものとの合計である。(3) 23年7-10月については、資料を欠くため、11-12月の数字を使用した。(4) 弧括内はパーセントを示す。

第四八表 労働関係仮処分申請新受件数

第四八表 労働関係仮処分申請新受件数

	23年 (2月~12月)		24年 (1月~12月)	
	実数	%	実数	%
生産管理に関するもの	26	28.3	14	4.8
同盟罷業に関するもの	8	8.7	—	—
座込罷業に関するもの	—	—	3	1.0
ピケットに関するもの	3	3.3	2	0.7
作業所閉鎖に関するもの	9	9.8	14	4.8
解雇に関するもの	11	11.9	147	50.4
組合員除名に関するもの	4	4.3	9	3.1
労働協約に関するもの	8	8.7	37	12.8
賃金に関するもの	5	5.4	24	8.2
その他	18	19.6	42	14.2
計	92	100.0	292	100.0

(註) 最高裁判所事務総局行政局発表による。

第四九表 申請人別件数

第四九表 申請人別件数

	使用者側		労働組合員		第三者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
23年	47	51.1	43	46.7	2	2.2	92	100.0
24年	56	19.2	235	80.5	1	0.3	292	100.0

(註) 第四八表に同じ。

第五〇表 労働争議23~24年要求事項別比較

第五〇表 労働争議 23～24 年要求事項別比較

	23 年		24 年	
	実 数	%	実 数	%
労働協約の締結	205	10.35	97	7.36
賃金増額	615	31.11	175	13.28
賃金減額反対	9	0.46	32	2.43
賃金支拂	93	4.70	205	15.55
飢饉突破越年資金	155	7.84	109	8.27
作業又は工場閉鎖反対	53	2.68	49	3.72
解雇反対又は解雇者の復職	179	9.06	230	17.45
退職手当の確立又は増額	148	7.49	199	15.10
その他	520	26.30	222	16.84
計	1,977	100.0	1,318	100.0

(註) (1) 労働争議統計による。

(2) その他には組合に関する要求、其の他賃金諸手当に関する要求、労働条件、福利厚生に関する要求、企業整備関係を除く経営人事に関する要求、その他16項目を含む。

## 六 労資関係

### (二) 労働争議の推移

#### (2) 要求事項の変化

一八 本年に入つてからの争議の特色を最も明瞭に示すものは、従来要求事項件の分布において常に首位を占めていた賃金増額要求から退職手当の確立増額、作業又は工場閉鎖反対、解雇反対又は解雇者の復職など企業整備に関する要求に重点が移行したことである。

一九 すなわち、賃金増額要求が二三年の六一五件(三一・一%)から三四年一七五件(一三・三%)に激減したのに反し、企業整備をめぐる上記の諸要求は三八〇件(一九・二三%)から四七八件(三六・三%)と急増をみせている。さらに賃金支払要求も賃金遅拂・不拂の普遍化にともなつて二三年の九三件(四・七%)から二〇五件(一五・六%)と漸次その比重を増加しつゝあり、企業整備をめぐる諸要求の増加とともに労働争議の消極化を端的に示している。

二〇 しかしながら上記の趨勢を要求事項別の参加人員からみると、依然賃金増額要求が首位を占めているが、これは炭労・電産・全鉱・國鉄・専売など賃金水準の停滞せる産業における大組合の賃上要求によるものである。

二一 以上の趨勢を産業別にみると企業整備及び賃金支拂に関する消極的諸要求(件数)はいずれも石炭鉱業・機械器具工業・金属工業(ことに機械器具工業に近い部門)等補給金の削減、有効需要の減退を強く反映する産業部門において絶対的相対的に増加している。しかるに企業整備が集中的に行われた製材木製品工業においては相対的には寧ろ減少をみせており、組合組織率の高い産業部門と低い産業部門における相違を明確に示している。

第五一表 主要産業別企業整備関係要求件数

第五一表 主要産業別企業整備関係要求件数

	23 年		24 年	
	件 数	比 率	件 数	比 率
石 炭 鑛 業	17	4.51%	21	4.39%
金 属 工 業	29	7.69	38	7.95
機 械 器 具 工 業	109	28.91	194	40.59
化 学 工 業	40	10.61	51	10.67
紡 織 工 業	24	6.37	22	4.60
製 材 木 製 品 工 業	50	13.26	45	9.41
そ の 他 の 製 造 工 業	36	9.55	44	9.21
運 輸 通 信 業	16	4.24	20	4.18
そ の 他	56	14.86	43	9.00
計	380	100.0	478	100.0

- (註) (1) 労働争議統計による。  
 (2) 争議行為を伴うものと伴はざるものとの合計である。  
 (3) 件数は「作業又は工場閉鎖反対」「解雇反対又は解雇者の復職」「退職手当の確立又は増額」の合計

第五二表 主要生産業別賃金支払要求件数

第五二表 主要生産業別賃金支拂要求件数

	23 年		24 年	
	件 数	比 率	件 数	比 率
石 炭 鉱 業	4	4.3%	25	12.2%
金 属 工 業	10	10.9	22	10.8
機 械 器 具 工 業	43	46.7	105	51.2
化 学 工 業	7	7.6	13	6.3
製 材 木 製 品 工 業	10	10.9	11	5.4
そ の 他 の 産 業	18	19.6	29	14.1
計	92	100.0	205	100.0

- (註) (1) 労働争議統計による。  
 (2) 争議行為を伴うものと伴はざるものとの合計

第五図 労働費比率指数の傾向

第五圖 労務費比率指数の傾向

